

泉佐野市災害時要援護者避難支援計画 (案)

平成23年3月
泉佐野市

目次

- 第1 基本的事項・・・1～2
 - 1 趣旨
 - 2 災害時要援護者の範囲
 - 3 災害時要援護者の一般的特徴等

- 第2 災害時要援護者情報の収集・共有の方法・・・3～7
 - 1 災害時要援護者情報の収集方法
 - 2 災害時要援護者への情報伝達・安否確認の体制
 - 3 情報伝達体制の整備

- 第3 支援体制・・・8～9
 - 1 市の支援体制
 - 2 地域の支援体制
 - 3 避難所の整備等

- 資料1 災害時要援護者の特徴等・・・10～16
- 資料2 災害時安否確認登録制度・申請書・・・17～18

第1 基本的事項

1 趣旨

災害による被害を未然に防ぐには、日頃の防災対策が必要不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害規模を決めると言っても過言ではない。

そのような中、近年、全国各地で発生している豪雨災害や地震等の災害において、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障害者、難病患者など、災害時に情報の入手や、自力での迅速な避難行動が困難である「災害時要援護者」（以下「要援護者」という。）に対する安否確認や情報伝達のあり方が、防災上の重要な課題とされている。

市は、風水害や地震等の災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行い、平常時から要援護者に関する情報の把握、防災情報の伝達体制の整備等の支援体制を確立するため、災害時要援護者避難支援計画（以下「避難支援プラン」という。）を作成する。

この避難支援プランは、災害発生時に要援護者に対し、市関係部局と社会福祉協議会、町会・自治会等の関係機関と相互に連携をとりながら、自助・地域（近隣）の共助を基本とし効果的な支援対策を実施することを目的とする。

2 災害時要援護者の範囲

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取ることに支援を要する人をいい、一般的には高齢者、障害者（児）、外国人、乳幼児、妊婦、難病患者等があげられます。

泉佐野市では、次に掲げる者のうち、災害時に情報伝達・安否確認等の支援が必要な市民や、自力での避難が不安で支援が必要な市民のことをいいます。

（1）高齢者

- ①一人暮らし高齢者（65歳以上）
- ②介護保険における要介護3以上の者

（2）障害者（児）

- ①身体障害者手帳1・2級を所持する者
- ②療育手帳Aを所持する者
- ③精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

（3）その他支援が必要な者

上記の者以外であって、支援が必要な者

3 災害時要援護者の一般的特徴等

要援護者には、適切な避難行動などを行うことが困難となる個々の特徴が考えられます。その特徴は個人差があり、内容や程度も一人ひとり異なりますが、一般的特徴等は資料1のとおりです。

第2 災害時要援護者情報の収集・共有の方法

1 災害時要援護者情報の収集方法

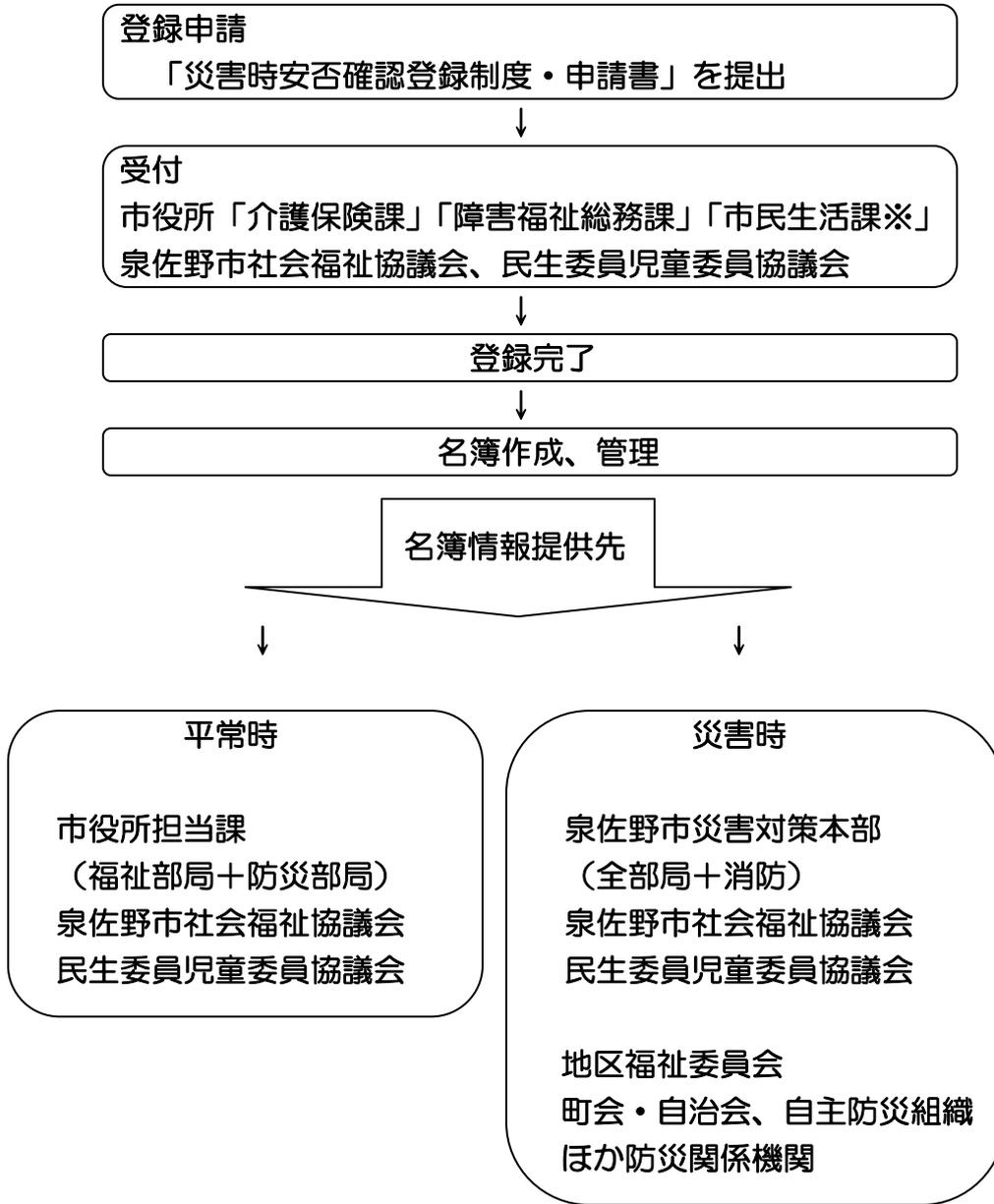
災害時に、要援護者の安否確認等の支援を円滑に行うためには、日頃から要援護者情報の把握を適切に行っていることが重要です。

災害時要援護者本人が災害時に地域での支援を希望し、支援を受けるために必要な個人情報の提供について同意したときは、災害時安否確認登録制度・申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により申請を行います。市は、提出された申請書に基づき、災害時要援護者台帳（以下「台帳」という。）を作成します。

台帳作成にあたっては、個人情報保護の観点から対象者本人（本人の状況によってはその家族等）に台帳作成の趣旨を説明し同意を得る必要があります。



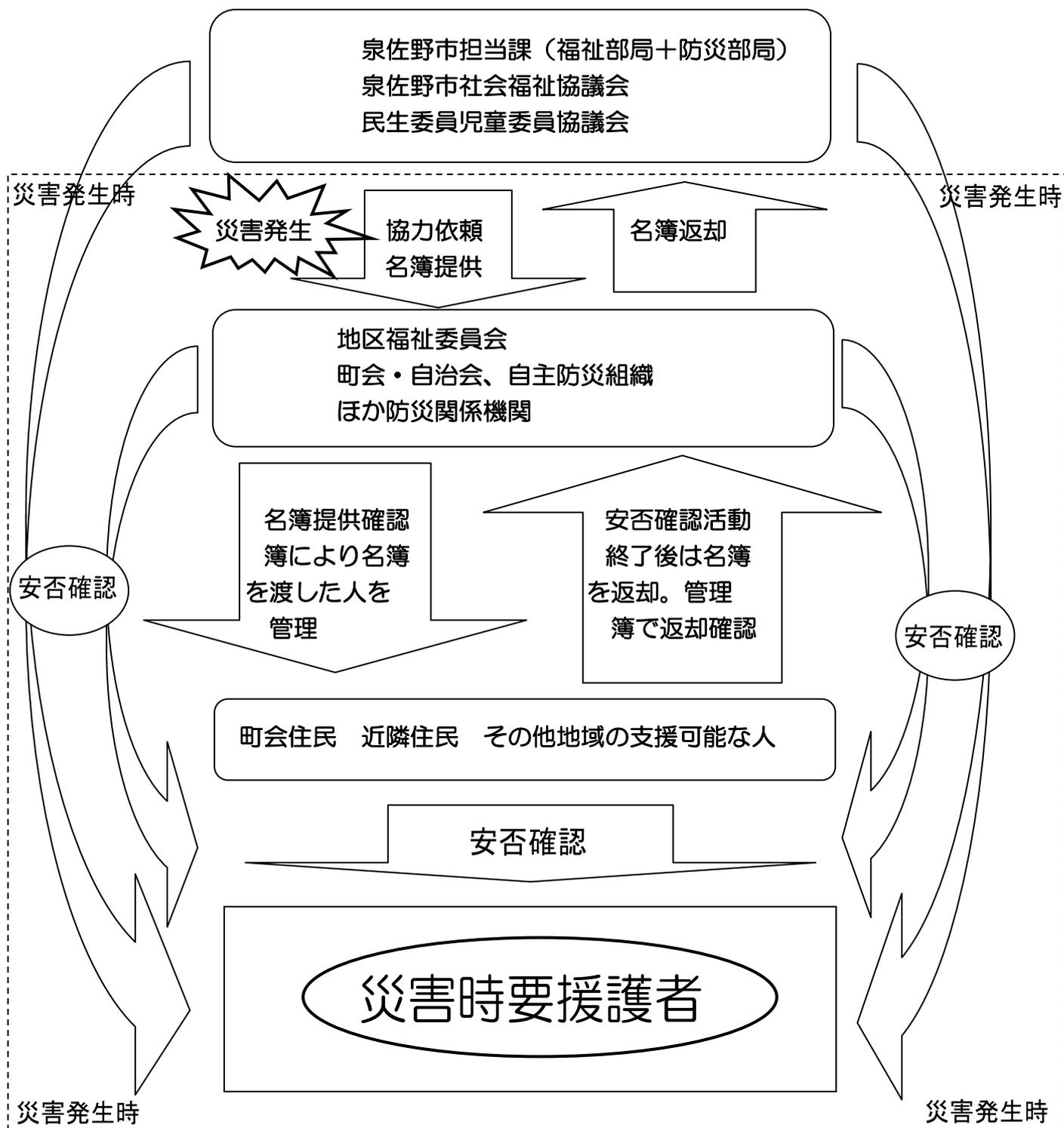
災害時安否確認登録制度 の手続きの流れ



※防災担当部局については平成23年4月1日より「市民生活課」から「自治振興課」へ変更となります。

名簿管理・名簿提供・安否確認の流れ

平常時



2 災害時要援護者への情報伝達・安否確認の体制

市は、要援護者に対し迅速かつ正確に情報提供ができるよう、日常から、各種団体との連携を図り、防災学習や防災訓練の実施や、災害時要援護者の支援に必要な情報を共有するなど情報伝達・安否確認体制の整備に努めます。

3 情報伝達体制の整備

(1) 要援護者への情報伝達

市は、要援護者へ迅速な情報伝達を図れるよう、おおさか防災情報メールへの登録を促すよう努める。

また、広報車・防災行政無線等様々な手段を確保し、要援護者への防災情報を提供する。また、発令された避難情報等が要援護者を含めた関係住民に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

【おおさか防災情報メール（携帯電話メール機能）】

災害時に要援護者を含む避難支援プラン関係者等への円滑な情報提供を実施するため、大阪府と府内市町村が共同で運営するメール配信サービスをいう。

(2) 避難支援者への情報伝達

市は、避難支援者へ迅速な情報伝達を図れるよう、おおさか防災情報メールへの登録を促すよう努める。

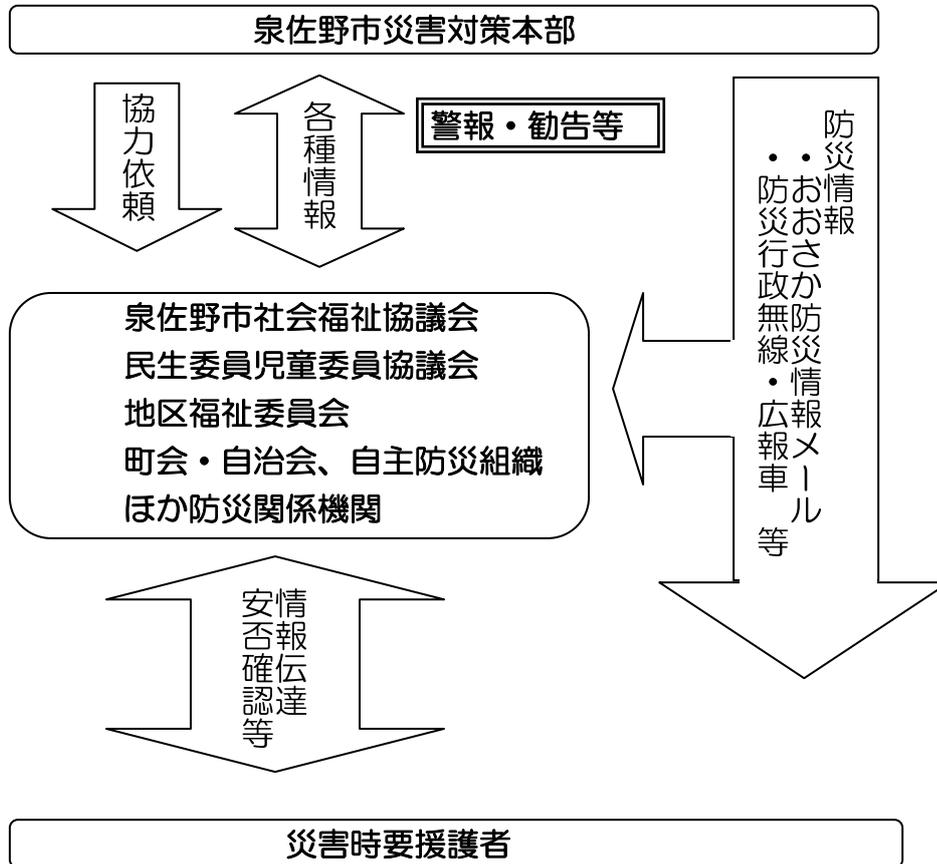
また、おおさか防災情報メールをはじめとした、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、避難支援者へ避難情報等の防災情報を伝達する。

(3) 避難支援関係機関への情報伝達

市は、避難支援関係機関へ迅速な情報伝達を図れるよう、おおさか防災情報メールへの登録を促すよう努める。

また、社会福祉協議会や社会福祉施設等の避難支援関係機関が要援護者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要援護者支援体制の確保に努める。

災害時の情報伝達・安否確認等について



第3 支援体制（市・関係機関や地域の役割分担等）

1 市の支援体制（災害時要援護者支援班の設置）

市は、要援護者の支援業務を的確に実施するため、庁内における横断的組織として災害時要援護者支援班（以下「支援班」という。）を設ける。

支援班は、平常時は、福祉部局及び防災部局を中心とした組織とし、災害時には、災害対策本部内に福祉部局を中心とした支援班を設置するものとする。

・支援班の業務

平常時	要援護者情報の収集、共有 台帳及び未登録名簿の整備、台帳の管理及び更新 関係機関、関係団体との調整
災害時	避難情報等の伝達業務 安否確認、避難状況等の把握 避難所担当との連携 関係機関、関係団体との連携

2 地域の支援体制

災害発生直後に要援護者の安否確認等の支援活動を迅速に行うためには、地域住民や関係団体等の協力を得ることが必要となる。

特に、災害発生初期においては、消防署や警察署等による応急救助活動が行われるまでに一定の時間を要することが想定されるため、地域住民が相互に協力して、要援護者の安否確認や情報の伝達、救出等を行う必要がある。

このため、社会福祉協議会をはじめ、地域の自主防災組織や自治会等、民生委員・児童委員や平常時から要援護者と接している福祉関係者などにより、地域ぐるみの支援体制を構築し要援護者の支援を行うものとする。

3 避難所の整備等

市は、災害時に小中学校体育館等を活用して避難所を開設しますが、そこには要援護者を含む様々な被災者が避難するため、当該施設については、要援護者が避難所生活をする上で支障が生じないように努めます。

また、要援護者のニーズを踏まえて、避難所における情報伝達方法や、食糧・日常生活用品等の必要物資の整備についての配慮を行います。

なお、避難所での避難生活が困難であると思われる要援護者については、社会福祉施設等の緊急避難施設に避難できるような体制の整備に努めます。

※泉佐野市避難所開設予定場所一覧

1	第一小学校	野出町 1-34	463-1331
2	第二小学校	高松北 2-1-7	462-7716
3	第三小学校	旭町 4-6	462-0560
4	日新小学校	中庄 801	463-2281
5	北中小学校	鶴原 2-2-68	462-0870
6	長坂小学校	鶴原 1053	462-8661
7	佐野台小学校	東佐野台 1-1	464-0935
8	日根野小学校	日根野 1684	468-0789
9	末広小学校	南中安松 1545	466-1021
10	長南小学校	長滝 418	466-0821
11	上之郷小学校	上之郷 1680	467-0169
12	大木小学校	大木 1443	459-7344
13	中央小学校	市場南 1-9-1	462-0670
14	佐野中学校	羽倉崎 4-3-12	464-6171
15	新池中学校	松風台 1-1151-1	464-6181
16	第三中学校	下瓦屋 500	464-6191
17	日根野中学校	日根野 1699	468-0061
18	長南中学校	南中安松 888	465-6881
19	市民総合体育館	新安松 1-1-22	462-2000
20	社会福祉センター	上町 1-2-9	464-2563
21	樫井人権文化センター	南中樫井 476-2	466-1641
22	泉佐野人権文化センター	下瓦屋 222-1	464-5725
23	下瓦屋人権文化センター	上瓦屋 610	463-1431
24	鶴原地区青少年会館	鶴原 1061-1	464-8700
25	生涯学習センター	市場東 1-295-1	469-7120
26	佐野公民館	大西 1-23-9	463-6181
27	長南公民館	南中樫井 1	465-0786

災害時要援護者の特性・ニーズ・対応について
(大阪府作成「災害時要援護者支援プラン」作成指針を参考に作成)

(1) 認知症高齢者

☆ 避難行動等の特徴・ニーズ

- ・ 時間、場所、人に関する見当が混乱することがある。
- ・ 食事をしたことを忘れて要求するなど、最近のできごとを忘れることがある。言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがある。
- ・ 身の周りの物の用途が分からなくなることがある。
- ・ 急激な環境の変化への適応が難しい。
- ・ 服の着替えがうまくできないことがある。

(以上の症状は、環境の変化により大きく左右されやすい。)

☆ 情報伝達の際の配慮事項

- ・ 緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなど、気持ちを落ち着かせる必要がある。

・

☆ 避難誘導時の配慮事項

- ・ 動揺している場合は、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着くよう支援することが大切である。

☆ 避難生活における配慮事項

- ・ 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。

(2) 視覚障害者

☆避難行動等の特徴・ニーズ

- ・ 被害の状況を知ることができない。(視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。)災害時には、住み慣れた地域でも、状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。
- ・ 避難所等慣れない場所で行動することが難しい。(単独では素早い行動ができない。)
- ・ 視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知が困難な場合が多いため、音声による情報伝達及び状況説明が必要。
- ・ 日常生活圏外では、介護者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要。

☆ 情報伝達の際の配慮事項

- ・ 行政からの、広報、その他生活に関する情報等が来た時には、必ず知らせる。わかりやすい口調で伝える。音声情報で複数繰り返す。
- ・ 点字や拡大文字のほか、指点字や触手話、指文字、手のひら書きなど、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。盲ろう者通訳・介助員を避難所に派遣する。

☆ 避難誘導時の配慮事項

- ・ 安否確認及び避難所への避難誘導(歩行支援)を誰が行うのか、予め取り決めておく。白杖等確保する。また、日常生活圏であっても、災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。

☆ 避難生活における配慮事項

- ・ 避難所内の案内を行う。特に、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行う。
- ・ 仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。

(3) 聴覚障害者

☆避難行動等の特徴・ニーズ

- ・ 音声による情報が伝わらない。(視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。)
- ・ 緊急時でも、言葉で人に知らせることが難しい。
- ・ 外見からは障害のあることがわからない。
- ・ 聴覚障害者のほかに、知的障害や肢体不自由、視覚障害、精神障害などの障害を併せ持つ重複聴覚障害者もいることにも留意。
- ・ 音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び情報説明が必要である。

☆情報伝達の際の配慮事項

- ・ 盲ろう者通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。正面から口を大きく動かして話す。文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝える。(常時筆記用具を用意しておく)
- ・ 掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行なうとともに、文字放送用専用テレビを避難所に設置することに努める。

☆ 避難誘導時の配慮事項

- ・ 手話や文字情報によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。(筆記用具等を用意しておく。)
- ・ 重複聴覚障害者の場合には、さらに併せ持つ障害に応じた配慮が必要になる。

☆ 避難生活における配慮事項

- ・ 伝達事項は、紙に書いて知らせる。
- ・ 派遣された手話通訳者、要約筆記者にも協力を求める。

(4) 音声機能・言語機能障害者

☆避難行動等の特徴・ニーズ

- ・ 緊急時でも、言葉で人に知らせることが難しい。
- ・ 外見からは障害のあることがわからない。
- ・ 自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため、手話・要筆談等による状況把握が必要である。

☆避難生活の際の配慮事項

- ・ 伝達事項は、紙に書いて知らせる。
- ・ 派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。
- ・ 掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行なうとともに、文字放送用専用テレビを避難所に設置することに努める。

(5) 内部障害者

☆避難行動等の特徴・ニーズ

- ・ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。
- ・ 外見からは障害のあることが分からない。
- ・ 心臓、腎臓、呼吸器などの機能障害があり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。医薬品を携帯する必要がある。
- ・ 常時医療機材（人工呼吸器・酸素ボンベなど）を必要とする人がいる。
- ・ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補助器具が必要である。医薬品や医療機材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要である。
- ・ ストマ装用者にとってはストマ用装具が必要である。

☆ 避難誘導時の配慮事項

- ・ 常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。

☆ 避難生活における配慮事項

- ・ 医療機関等の協力により巡回診察を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。
- ・ 医療機材の消毒や交換のため、清潔な治療スペースを設ける。
- ・ 食事制限の必要な人の確認も必要。
- ・ 薬やケア用品の確保も必要。
- ・ ストマ装用者にとってはトイレや水道などの水洗い場・補装具置場等が必要。
- ・ 各種装具・器具用の電源確保が必要。

(6) 知的障害者（児）

☆避難行動等の特徴・ニーズ

- ・ 急激な環境変化に順応しにくい。
- ・ 一人では理解や判断することが難しく（緊急事態等の認識が不十分な場合）、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。
- ・ 緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導する必要がある。

☆ 情報伝達の際の配慮事項

- ・ 具体的に、短い言葉で、わかりやすく情報を伝える。絵・図・文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する。

☆ 避難誘導時の配慮事項

- ・ 一人でいる時に危険が迫った場合には、緊急に保護する。
- ・ 災害の状況や避難所等の位置を、短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導する。
- ・ また、動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。

☆ 避難生活における配慮事項

- ・ 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり精神的に不安定になる場合があるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、日常の支援者が適切に話しかける伝達事項は、紙に書いて知らせる。

(7) 精神障害者

☆避難行動等の特徴・ニーズ

- ・ 災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。
- ・ 自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。
- ・ 普段から服用している薬を携帯する必要がある。
- ・ 災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要である。
- ・ 服薬を継続することが、必要な人が多いため、日ごろから自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要である。

☆ 情報伝達の際の配慮事項・

- ・ 精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する。
- ・ 具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える。

☆ 避難誘導時の配慮事項

- ・ 災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて無理のないやり方で誘導する。
- ・ また、動揺している場合には、時間をとり気持ちが落ちつくよう支援することが必要である。

☆ 避難生活における配慮事項

- ・ 孤立してしまうことが多いため、知人や仲間と一緒に生活ができるよう配慮する。
- ・ 服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前、量を知っておくこと、例えばお薬手帳などの利用が必要。
- ・ 関係医療機関との連絡・支援体制が必要。